

「教育課程論」の授業構成に関する研究

－教育課程の編成の方法・カリキュラム・マネジメント－

白 鳥 絢 也

Practice and Analysis of "Curriculum Theory": Method of
Curriculum Organization and Curriculum Management

Junya SHIRATORI

2017年9月8日受理

抄 録

本稿は、著者が担当する教職課程科目「教育課程論」の授業構成を省察し、平成29年6月公示の新学習指導要領に対応した新たな授業のあり方を模索することを期したものである。本科目は「理論と実践の融合」を目指し、学生には毎時アクティブ・ラーニングを意識した対話等の時間を提供しているが、今回は主として授業における「理論」の部分に着目する。そのため、①日本国憲法・教育基本法での基本目標、②学習指導要領での基本目標、③教育課程の編成の方法、④カリキュラム・マネジメント、という流れで構成されている。本稿を踏まえ、今後の「教育課程論」の授業構成について検討する展望を切り拓いたことが指摘できよう。

キーワード：教育課程論，学習指導要領，教育課程の編成の方法，カリキュラム・マネジメント

はじめに

本稿は、筆者が担当する教職課程科目「教育課程論」の授業を題材にして、現在の授業構成および内容の一部を具体的に紹介することにより、平成29年6月公示の新学習指導要領に対応した新たな授業のあり方を模索することを期したものである。

1. 日本国憲法・教育基本法での基本目標

戦前、日本の教育の理念的支柱になっていたのは、1890（明治23）年に発布された「教育ニ関スル勅語」である。この教育勅語は、聖旨として教育の絶対的規範とみなされ、その精神は終戦までの教育全般を支配した。皇室国家のために一身を捧げることのできる皇国民の鍛錬が、戦前の学校教育の目的であったといえる。

敗戦後は、それまでの教育勅語体制を一掃する民主化政策があらゆる分野で断行さ

れた。その頂点は、平和主義・国民主権・基本的人権の尊重を構成原理にする「日本国憲法」の制定（1946（昭和21）年）である。日本国憲法は戦争の愚かさの反省の下に、恒久の平和への願いを前文に掲げながら、各条文では基本的人権の享有・法の下での平等・思想及び良心の自由・信教の自由などを示すとともに、教育面では「全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」（第26条）ことを規定している。また、子女の保護者に対しては「普通教育を受けさせる義務を負う」ことも示している。この憲法の精神及び条文を受けて制定されたのが「教育基本法」であり、そこにはわが国の教育の目的・制度・行政など教育の基本的事項が凝縮されたものになっている。教育にかかわるすべてのもの、特に教師にとっては最も重要な法律であるので、授業において詳細に触れるよう留意している。

なお、「教育基本法」は1947（昭和22）年に、戦後の新しい教育のあり方を示すものとしてその基本を明示し、大きな役割を果たしてきたが、2006（平成18）年12月におよそ60年ぶりに改定された。旧教育基本法と比べ2倍弱の条文になっているが（旧基本法は前文及び11条、新法は前文及び18条）、旧法の基本を生かしつつ、今日の教育の状況に合わせた内容になっている。

さて、新法の前文では民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献しようとする願いを込めて、「我々は、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すると共に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とし、わが国の教育の根本理念を明らかにしている。前文に続いて、4章（第1章 教育の目的及び理念、第2章 教育の実施に関する基本、第3章 教育行政、第4章 法令の制定）18条の規定があるが、特に、教師にとって熟知しておかなければならない条文について触れておきたい。

第1章は第1条（教育の目的）、第2条（教育の目標）、第3条（生涯学習の理念）、第4条（教育の機会均等）の4つの条文からなり、教育の基本的な目的・理念を明示したものであり、教師としてはこの目標・理念を抜きにして日々の教育活動を行うことのできない性格の規定である。第1条では「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を述べており、第2条ではその目的を実現するため以下の5つの具体的目標を挙げている。

- 1：幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2：個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3：正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4：生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5：伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第2章では、義務教育や学校教育についての制度的条文が見られるが、第9条は「教員」の条文であるので、特に留意すべき箇所の一つである。ここでは、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない」ことが記されている。なお、第2章では旧法にはなかった、大学・私立学校・家庭教育・幼児期の教育などが付加されていることが特徴として挙げられる。

第3章の教育行政については、第16条で「教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律に定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」とし、旧法以上に具体的な内容になっている。(旧法では「第10条(教育行政)教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標とし行われなければならない」となっており、長い間論争の種になっていた)

なお、教育基本法の改定に合わせて、2007(平成19)年6月には「学校教育法」および「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(略称「地教行法」)および「教育職員免許法」もかなり大きな改定を行っている。(いわゆる「教育三法」の改正)

「学校教育法」では、小中学校を「義務教育として行われる普通教育」と位置づけるとともに、各学校種の教育目標を改定し、また、全般に亘って指導体制の強化(副校長・主幹教諭・指導教諭の新設など)が規定された。また、「地教行法」では、教育委員会に対する規制緩和とともに、国の責任や役割の強化などを明示している。さらに、「教育職員免許法」では、教員の責務の重要性に鑑み、終身有効とされた普通免許状と特別免許状の有効期間を10年とし、所定の場所・日程で行う免許状更新講習会を修了したものに、免許状更新が可能になることにした。

以上のように、戦後60余年を経て、わが国の教育は大きな転換期を迎えることになった。新しい基本法等の改訂の背景には、国際社会における日本の位置づけを含めた社会の変化、従来の学校内で噴出した教育上の諸問題などがあるが、戦後教育の確立にあたって制定された旧基本法に定められている理念・原則に基本的な変化はないといえる。平和・民主・平等の教育観について、改めて重く受け止める必要があろう。

2. 学習指導要領での基本目標

(1) 昭和における学習指導要領の動向

教育基本法を受け、さらには国家・社会の時代ごとの要請を受けて、教育の

目標・内容を具体的に定めたものが学習指導要領である。ここでは、時代時代の教育全体の目標および学校段階別・学年別・教科別のねらいや学習すべき内容が明示されている。教師はこの指導要領を参考にし、さらにこれに準拠して作成された教科書を用いて授業を展開することになる。なお、学校教育の大枠、つまり、教科の種類、授業時間数などは別に「学校教育法施行規則」に定められている。各学校はこの両者によって、学校ごとの教育課程を編成し、日常の業務を行うことになるが、特に学習指導要領は教師一人ひとりが日常行う授業に欠かせないものであり、学習の目的および内容について十分理解しておかなければならないものである。

さて、学習指導要領は時代ごとの要請を反映するものであると述べたが、歴史的に辿ってみると、1947（昭和22）年版及び1951（昭和26）年版の「試案」の段階後、昭和1958（昭和33）年以降およそ10年ごとに改訂されているが、1989（平成元）年制定の学習指導要領以降、教育の目標や教育の内容・方法等が大きく改訂されてきた。それぞれの改訂における主なねらいと特徴は、表1のとおりである。

表1 学習指導要領の改訂の概要

改訂の流れ	主なねらい	特 徴
昭和33～35年改訂	・教育課程の基準としての性格の明確化 → 全文が基準であるとし、基準を上回ることも下回ることも好ましくないと指導	○道徳の時間の新設 ○系統的な学習を重視 ○基礎学力の充実 ○科学技術教育の向上 等
昭和43～45年改訂	・教育内容の一層の向上 → 教科書の内容も扱うべき項目の配列順序も学習指導要領によるべきであったとした	○「教育内容の現代化」 ○時代の進展に対応した教育内容の導入（算数における集合の導入等）
昭和52～53年改訂	・ゆとりのある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化	○各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる
平成元年改訂	・社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成	○生活科の新設 ○道徳教育の充実 等
平成10～11年改訂	・基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成	○教育内容の厳選 ○「総合的な学習の時間」の新設 等
平成20年改訂	・教育基本法改正等で明確となった教育の理念＝「生きる力」の育成 → 「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視	○言語活動の充実 ○理数教育の充実 ○伝統や文化に関する教育の充実 ○道徳教育の充実 等
平成29年改訂	・知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」 → 「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」	○言語能力の確実な育成 ○理数教育の充実 ○伝統や文化に関する教育の充実 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○外国語教育の充実 等

出典：文部科学省「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ 補足資料」を参考に筆者作成

〈 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/09/09/1377021_4_1.pdf 〉 (2017.9.7 閲覧)

1958（昭和33）年には学習指導要領の法的拘束力が強化され、また「道徳」が加えられたこと、1968（昭和43）年には「教育内容の現代化」、1977（昭和52）年には子どもの学習負担の軽減などが改訂の柱として掲げられたことなどが特色として挙げられる。そして、1989（平成元）年の改訂時には、学校教育の位置づけやねらいが「生涯学習」の視点から大きく転換する歴史を辿るのである。

（2）平成以降の学習指導要領の動向

1989（平成元）年および1998（平成10）年の学習指導要領の特色は、変化する社会の中での学校教育のあり方の模索ということになる。これからの変化の激しい社会において、学校で学んだ知識のみで社会生活を営むのではなく、子どもたち一人ひとりが自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いていく力が求められる。このために必要となるのは、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」である。別言すれば、変化の激しい社会の中で、人間らしく生きるためには、「生涯学習」の理念が不可欠であり、学校では、これからの生涯学習社会の中で、社会に出た後も生涯学び続けることができる基礎的な資質や能力をはぐくむことが期待されることになったのである。

この生涯学習社会の到来のもとで、従来の学校の位置づけが変化せざるを得ない状況にある。長い間、「教育＝学校教育」の考え方が支配しており、学校は教育の始発駅であり、終着駅であった。学校で習得した知識・技術を使って、卒業後の職場・社会・家庭生活を送るのが当たり前であり、社会もまたそれで十分であった。

しかし、現代は状況が一変している。コンピュータの普及、国際化の進展、政治・経済のめまぐるしい変化、また、それらの影響を受けての家庭や地域社会における日常生活の変化など、「変化」を前提としない生活は考えられない社会になっている。そのため、学校は「変化する社会」を前提としなくては存在できなくなった。つまり、学校は青少年が生涯にわたって学ぶための「基礎を培う場」であり、学習の始発駅の役割を果たすことが求められることになったのである。

この学校観の転換の中で、当然教育のねらいや従来の指導のあり方の転換が求められている。学校教育に直接反映する学習指導要領の文面をみれば、教育のねらいの変質は明らかである。特に、1989（平成元）年の改訂にあたっては、その前に出された臨時教育審議会の答申を受けて、ねらいについての基本的な変更が行われたのである。

このときの改訂の柱は四つあり、①豊かな心をもちたくましく生きる人間の育成を図る、②自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する、③国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図る、④国際理解を深め、わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成を図る、ことが挙げられているが、この柱の前文の中に、これらを含めるねらいとして「生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、21世紀を目指し、社会の変化に自ら対応できる、心豊かな人間を育成すること」と述べられている。つまり、学校は「生涯学習の基礎

を培う場」であり、その目的は「社会の変化に自ら対応できる、心豊かな人間」であると規定しているのである。生涯学習社会の到来を前提とし、子どもが自ら社会の変化に対応できる力と、心豊かに生きる力の基礎の育成が教育のねらいとされたということができよう。

1998（平成10）年～1999（平成11）年に全面改訂が行われた学習指導要領は、小・中学校では平成14年度からすべての学年で実施され、高等学校では平成15年度入学から順次実施された。この具体化の基本となったのが、第15期中教審の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（1996（平成8）年）である。ここでは、1989（平成元）年の学習指導要領における学校教育のねらい以上に、子ども自身による学習や子ども自身の主体的な生き方を強調するものになっている。

具体的には、「我々はこれからの子どもたちに必要となるのは、いかに社会が変化しようとして、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性である」と述べ、学習・生活の両面にわたり、子ども自身が主体となり、調和的な発展を目指すこととしたのである。そして、これを「生きる力」と定義づけ、これからの教育のキーワードとして提示した。新しい時代を迎える学校教育はまさに、生涯学習の基礎として、「子ども自ら学ぶ力」「子ども自ら心豊かに生きる力」を調和的に育成することが明確に打ち出されたといえよう。

2008（平成20）年、学習指導要領は新たな要請に基づいて改訂され（平成23年4月から導入）、その基本的な方針については、これまでの基本目標である「生きる力」という理念を生かし、生きる力を支える確かな学力は、1）基礎的な知識や技能、2）課題解決に必要な思考力・判断力・表現力、3）学習意欲であるととらえ、具体的には「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「確かな学力を確立するために必要な授業時間の確保」「学習意欲の向上や学習習慣の確立」「豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」を学習指導上の柱と位置づけている。これを受けて、授業時間の総数が増加し、小中学校では、国語・算数・理科などの時間が増加する一方、「総合的な学習の時間」の時間は減少している。

また、新しい学校の位置づけのなかできわめて重要なのは学校と家庭・地域社会の連携の強化であることに触れておく。前述の中教審答申（1996（平成8）年）でも、「教育は、言うまでもなく、たんに学校だけで行われるものではない。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子どもの健やかな成長はあり得ない。[生きる力]は、学校において組織的、計画的に学習しつつ、家庭や地域社会において、親子のふれあい、友達との遊び、地域の人々との交流などのさまざまな活動を通じて根づいていくものであり、学校・家庭・地域社会の連携とこれらにおける教育がバランスよく行われる中で豊かに育っていくものである」と述べられ、今後の学校教育のなかで特に三者の連携が欠かせないことを強調している。

このような学校・家庭・地域社会の連携は、現在までのところ不十分と言わざるを

得ない。この連携を容易にするシステムを構築することが求められており、例えば教員と父母、地域の代表等による「学校教育協力者会議」といった組織が必要となるだろう。今後いっそう、これら連携のためのシステムを構築し、機能させることが必要とされている。

そして、2017（平成29）年6月公示の新学習指導要領について触れていく。今回の改訂の基本的な考え方については、まず、既述の教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでのわが国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成すること、またその際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが述べられている。そして、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、教科化された道徳教育（「特別の教科 道徳」）の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること、などが挙げられている。

改訂のねらいについては、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を掲げ、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」それぞれの観点から明確化した内容となっている。具体的には、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理している点が特徴である。

3. 教育課程の編成の方法

学校は子どもたちを受け入れ、各教師は教育目標を達成するために効果的な指導をしなければならないが、どのような年間スケジュールで、また、どのような教科・時間配当で、どのような目的・内容で教育を行うのかといった基本的な枠組みを決めておかなければ日常の教育を行うことはできない。そこで、各学校は教育目標を実現するために教育の基本的な枠組みに合わせた計画を作らなければならないが、このような学校の全体計画を「教育課程」という。ただし、この教育課程は各学校で勝手に編成するわけにはいかない。まず、日本のどこに居住していようとも公平に教育を受けられるよう、教育の全体性を視野に入れなければならないので、国の定める各種法律に準拠することが原則である。さらに、地域の特性を加味する立場から、都道府県・市町村の教育委員会が指導・管理することになっており、それらのうえに立って各学校が具体的に教育課程を編成するという手順になっている。

具体的に、小学校の場合を例に教育課程編成の際の法的枠組みを挙げてみると、まず、表2に示すように「学校教育法」の規定に準拠し、教育目標を明確にすることが必要である。次に、どのような教科を置き、各教科別にどのような時間配当で教育を行うかについては、学校教育法施行規則第50条およびその「別表」により定められ

ている。

表2 学校教育法抜粋

小学校の目的 学校教育法第29条	小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
小学校の目標 学校教育法第30条	小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
学校教育法第21条	義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 3 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。 5 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。 6 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 7 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。 9 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

そして、学校教育法施行規則第52条に「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」と表記されている。この規定を受けて、学習指導要領には具体的な教育のねらいや内容、指導計画の作成と内容の取り扱いなどが明記されている。したがって、教師は上述の学校全体として設定した基本的な枠組みを前提としながら、学習指導要領に準拠して教育を行うことになる。授業を行うに際しては、学習指導要領の内容を精読し、理解していないと授業計画を作成することが困難になり、授業そのものの目標を達成することも難しくなるのである。

以上のことを整理すると、各学校は、このような国や地方自治体が定める基準をふまえ、一定の教育水準を維持することを遵守しなければならないし、特に、各地域や学校にはそれぞれ特性があるので、児童生徒の発達段階や地域や学校の特性をとらえ、地域の伝統や文化、保護者や地域住民の要望をくみながら、学校の教育目標を設定し、教育課程を編成して教育活動を展開していくことになるのである。教師は学校教育の構造を正確に把握し、その枠組みの中でいかにより授業や教育活動を展開すべきかを考え、実践することが重要なのである。

4. カリキュラム・マネジメント

各学校は、教育目標を実現するために、教育の基本的な枠組みに合わせた計画を作らなければならない。この学校の全体計画を「教育課程」ということは既述のとおりであるが、さらに各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し、改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。特に、今回の2017（平成29）年度改訂が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取り組みを通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取り組みを通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を「核」として、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的なあり方を改善していくのが鍵となる。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子どもたちに必要な資質・能力を育成するという新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、これからの「カリキュラム・マネジメント」については、①各教科等の教育内容を相互の関係でとらえ、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと、②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること、③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること、の三つの側面からとらえている。

①については、「教科横断的」な視点を持って、教育内容を組み立てることである。現実的には、各教科の教員が「自分の教科をしっかりと組み立て授業を行えばよい」という考え方が主流であるが、そのうえで、教科横断的な視点で学習内容を問い直してみようというのが「カリキュラム・マネジメント」の視点である。例えば、歴史を学習するうえで統計的な素養がないと史料を読み取ることはできないことから、歴史と数学の授業とのつながりが見えてくる。このような視点で授業計画を組み立てていくと、どの教科にも他の教科との脈絡が生まれてくる。それらを踏まえて授業計画を組み立てることにより、授業に広がり生まれ、子どもたちの「深い学び」につながると考えられよう。

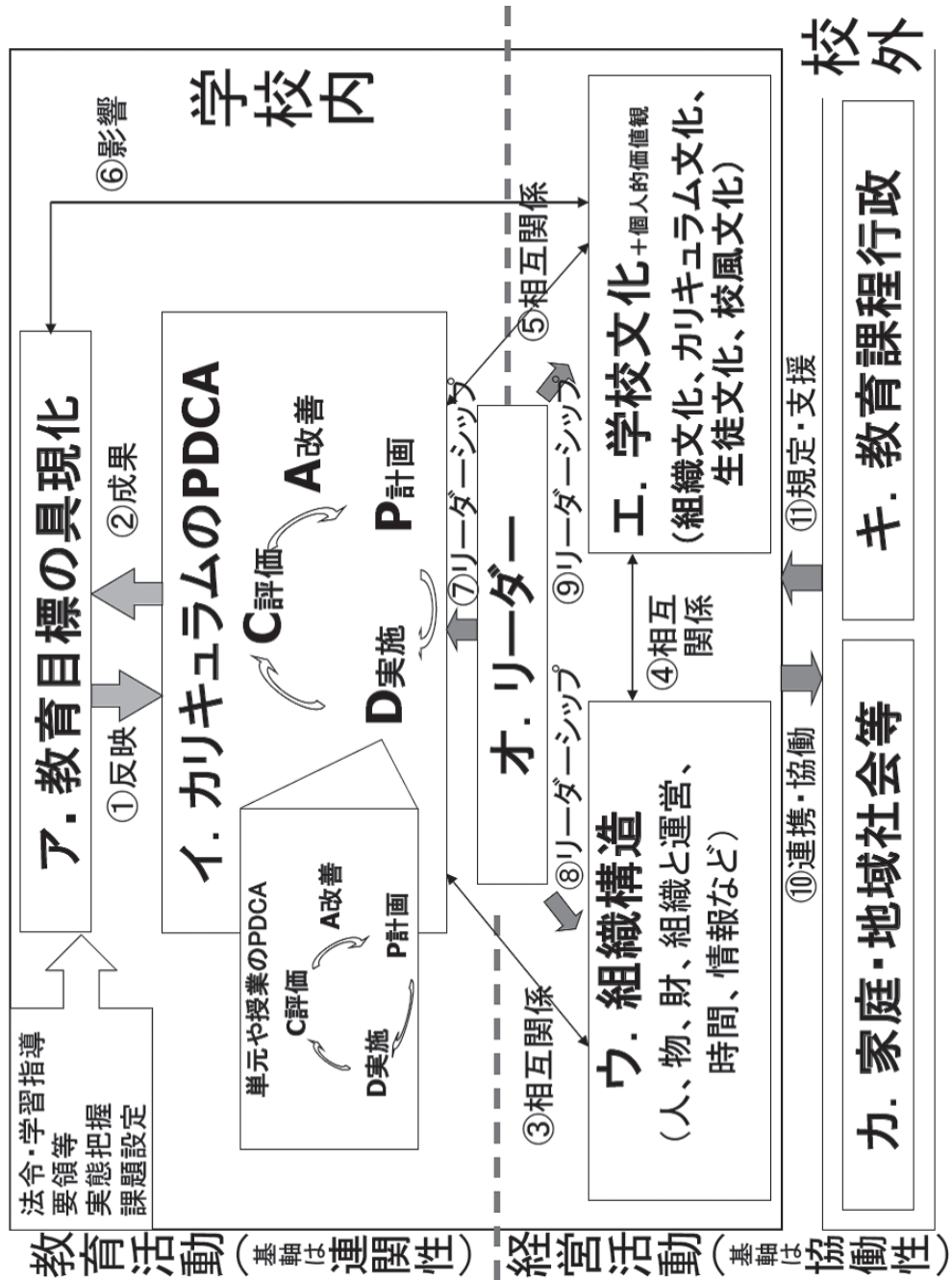


図1 カリキュラムマネジメント・モデル図

出典：「田村知子 Official Site」より

〈<https://www1.gifu-u.ac.jp/~totamura/file/study1/01%20cmmodel.pdf>〉 (2017.9.7 閲覧)

②については、学校教育における「PDCA サイクル」を確立することである。教育課程を編成（Plan）し、実施（Do）し、目標が達成されたかどうか評価（Check）し、達成していないのであれば改善（Act）していく、このサイクルを学校の中に組み立てていく必要がある。そのためには、教員一人ひとりが「PDCA サイクル」の視点を持って検証することが求められる。（この点はすでに授業において図1を学生に示しながら詳述している）

③については、教育活動に必要な「条件整備」をすることである。学校教育は、「ヒト」「モノ」「時間」「お金」のやりくりなど運営面の環境を整えることで初めて教育目的が達成できるのであり、これら運営・経営に関わることも教育内容と一体に考えることが重要となる。

おわりに

最後に、「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」との連動という視点から、学校運営・経営の展開について触れ、まとめとしたい。「アクティブ・ラーニング」は、話し合いやグループ活動等を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善に留まるものではなく、子どもたちの質の高い「深い学び」へつなげることを意図するものである。また、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習のあり方そのものを問うものでもある。さらに、学校の組織力を高める観点から、学校の組織及び運営について見直しを迫るものでもある。

その意味において、新学習指導要領にて提起された「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」は、授業改善や組織運営の改善など、学校の全体的な改善を行うための鍵となる二つの重要な概念として位置付けられるものである。相互の連動を図り、機能させることが大切であり、教育課程を「核」として「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」を連動させた学校経営の展開が、それぞれの学校や地域の実態を基に展開されることが重要であり、これらのことを筆者が担当する「教育課程論」の授業構成に取り入れていくことを今後の課題としたい。

参考文献

- (1) 安彦忠彦『コンピテンシー・ベースを超える授業づくり 人格形成を見すえた能力育成をめざして』図書文化社，2014
- (2) 白井嘉一・金井香里『学生と教師のための現代教育課程論とカリキュラム研究』成文堂，2012
- (3) 小田切真「教員養成課程における理科の指導法改善（I）」常葉大学『教育学部紀要』（第37号），2017，pp.127-144
- (4) 国立教育政策研究所編『[国研ライブラリー] 資質・能力 [理論編]』東洋館出版社，2016
- (5) 澤井陽介『授業の見方－「主体的・対話的で深い学び」の授業改善－』東洋館出

版社，2017

- (6) 白鳥絢也「アクティブ・ラーニングを意識した「教育課程論」の授業スタイルに関する研究」常葉大学『教育学部紀要』（第37号），2017，pp.201-212
- (7) 田村知子『日本標準ブックレット No13 カリキュラムマネジメントー学力向上へのアクションプランー』日本標準，2014
- (8) 田村知子ほか編『カリキュラムマネジメント・ハンドブック』ぎょうせい，2016
- (9) 東洋館出版社編集部編『平成29年版 小学校 新学習指導要領ポイント総整理』東洋館出版社，2017
- (10) 奈須正裕編『よくわかる 小学校・中学校 新学習指導要領全文と要点解説』教育開発研究所，2017
- (11) 西川純『すぐわかる！できる！アクティブ・ラーニング』学陽書房，2015
- (12) 西川純『アクティブ・ラーニングの評価がわかる！』学陽書房，2017
- (13) 堀井啓幸ほか『学際型 現代学校教育概論ー子どもと教師が共鳴する学校づくり』金子書房，2011
- (14) 松下佳代編著『ディープ・アクティブラーニング』勁草書房，2015
- (15) 吉田広毅「思考ツールを活用したカリキュラム・マネジメントの実践：「総合的な学習の時間」の単元指導計画の構想を例として」常葉大学『教育学部紀要』（第36号），2016，pp.189-199